令和８年定例第２回市議会会議録（第５日）

令和８年６月26日午前９時30分定例第２回市議会をみやま市役所議場に招集した。

１．応招議員は次のとおりである。

１番	諸冨　正也	９番	前原　武美
２番	三小田　智裕	10番	上津原　博
３番	黒田　清隆	11番	荒巻　隆伸
４番	河野　一仁	12番	瀬口　健
５番	森　弘子	13番	中尾　眞智子
６番	奥薗　由美子	14番	中島　一博
７番	吉原　政宏	15番	宮本　五市
８番	古賀　義教		

２．不応招議員は次のとおりである。

16番　牛嶋　利三

３．出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

４．欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

５．本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井　千代	係長	高野　志乃扶
参与	田中　裕樹	書記	池田　祐司

６．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋　盛人	総務課長	平川　貞雄
副市長	森田　泰平	財政課長	村越　公貞
教育長	藤岡　育代	企画振興課長	渡邉　満昭
総務部長	椛嶋　晋治	総合政策課長	大坪　康春
企画部長	坂本　生治	介護支援課長	野田　英一
介護福祉部長兼 福祉事務所長	田中　聡美	子ども子育て課長	山下　優子
市民部長 兼市民課長	松尾　郁代	環境政策課長	中村　栄志
環境経済部長	岡　俊幸	商工観光課長	垣田　智章
建設都市部長	城戸　邦宏	学校教育課長	髙木　美和
教育部長	堤　則勝	農林水産課長	猿本　邦博
消防長	宮本　一久	上下水道課長	松尾　友博

７．付議事件は、次のとおりである。

(1)　発言取消しの申し出について

(2)　議案第29号　みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3)　議案第30号　みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4)　議案第31号　みやま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(5)　議案第32号　訴えの提起について

(6)　議案第33号　工事請負契約の締結について

(7)　議案第34号　財産の取得について

(8)　議案第35号　財産の取得について

(9)　議案第36号　財産の処分について

(10)　議案第37号　みやま市道路線の認定について

(11)　議案第38号　令和８年度みやま市一般会計補正予算（第１号）

(12)　議案第39号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

(13)　請願第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書

(14)　閉会中の継続調査の申出について

（追加日程）

(1)　仮議長の選任を議長に委任する件

(2)　発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書

午前９時30分　開議

○副議長（中島一博君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

牛嶋議長につきましては欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、地方自治法第106条第１項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１　仮議長の選任を議長に委任する件

○副議長（中島一博君）

追加日程第１．仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。正副議長がともに議長席を不在とする場合は、地方自治法第106条第２項の規定により仮議長を選任し、職務を行わせることとなっております。

地方自治法第106条第３項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

日程第１　発言取消しの申し出について

○副議長（中島一博君）

日程第１．発言取消しの申し出についてを議題とします。

松嶋市長より、６月18日の前原議員の一般質問に対する答弁時における発言取消しの申出があります。

松嶋市長の発言を許します。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、おはようございます。先ほど議長がおっしゃったとおり、令和８年６月18日の会議における私の発言のうち、前原議員の一般質問答弁における行政区加入に関する発言を取り消したいので、議会において許可されますよう、みやま市議会規則第65条の規定により申し出ます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（中島一博君）

お諮りします。発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、松嶋市長からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

ここで議長を仮議長と交代します。

〔副議長、仮議長と交代〕

○仮議長（宮本五市君）

それでは、議長より仮議長に選任されましたので、地方自治法第106条第２項の規定によ

り、私が議長の職務を行います。

続きまして、14番中島一博君より６月19日の一般質問時における発言の取消しの申出があります。

中島一博君の発言を許します。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

おはようございます。令和８年６月19日の一般質問時における私の発言のうち、屋号及び個人名などに関する部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、みやま市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。よろしくお願いいたします。

○仮議長（宮本五市君）

お諮りします。発言の取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、中島一博君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

ここで議長を副議長と交代いたします。

〔仮議長、副議長と交代〕

日程第２　議案第29号

○副議長（中島一博君）

日程第２．議案第29号　みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、皆様おはようございます。

議案第29号　みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月23日に堤教育部長、河野教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、新たな小中学校再編計画の策定に向け、市立学校の適正規模に関し必要な調査、

審議を行う機関を設置するため、条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、平成23年９月に策定したみやま市立小中学校再編計画に基づき、学校統合を推進してきた結果、残すは水上小学校と清水小学校の統合のみとなりましたが、児童数の減少により、２校を統合しても再編計画が示す適正規模の基準である各学年２学級以上を満たせない状況となっています。

また、当該計画では対象とされていなかった学校においても児童・生徒数が減少していることに加え、校舎の老朽化も深刻な課題となっていることから、全市的な観点から市立学校の適正規模に関し必要な調査、審議を行う機関を設置するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号　みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第３　議案第30号

○副議長（中島一博君）

日程第３．議案第30号　みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

本件は総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）

皆様改めましておはようございます。

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第30号　みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月22日、椛嶋総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国家公務員の給与に準じ、条例に所要の改正をするもので、改正の主な内容は、派遣及び人事交流等により駐車場を利用する必要が生じた職員に対し、５千円を超えない範囲内で駐車場の料金に相当する額を支給する規定を新たに設けるものです。

加えて、災害が発生した現場で応急作業等に従事した場合に支給される災害応急作業等手当について、従事した日１日当たりの単価を変更するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第30号　みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第４　議案第31号

○副議長（中島一博君）

日程第４．議案第31号　みやま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）

皆様おはようございます。

それでは、私のほうより産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議案第31号　みやま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月24日に城戸建設都市部長、石橋都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、ＪＲ渡瀬駅前に自転車等駐車場を整備したことに伴い、条例に所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、当該条例第２条の名称及び位置にみやま市営渡瀬駅前自転車等駐車場及びみやま市高田町濃施438番地14を加えるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号　みやま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第５　議案第32号

○副議長（中島一博君）

日程第５．議案第32号　訴えの提起についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第32号　訴えの提起について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月23日に堤教育部長、河野教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市が旧瀬高中学校の用地の一部として管理及び占有を続けている土地に関し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を付すものでございます。

概要を申し上げますと、本件土地に関しては、瀬高中学校敷地拡張に伴う買収により、昭和23年10月１日から占有を開始していますが、土地所有名義人の相続らの同意が得られていません。よって、時効取得を原因とする所有権移転登記を求めて訴えを提起するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号　訴えの提起については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第６　議案第33号

○副議長（中島一博君）

日程第６．議案第33号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件は総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第33号　工事請負契約の締結について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月22日、坂本企画部長、松尾契約検査課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、旧山川東部小学校校舎等解体工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を付すものです。

工事の概要については、旧山川東部小学校の跡地にコミュニティセンターや当該施設利用者駐車場の整備を行うため、既存の校舎、体育館、プールなどの解体撤去を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号　工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第７　議案第34号

○副議長（中島一博君）

日程第７．議案第34号　財産の取得についてを議題とします。

本件は総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）

議案第34号　財産の取得について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月22日、消防本部宮本消防長、石橋警防課長及び関係係長の出席を求め、

委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市消防署の水槽付消防ポンプ自動車更新のため、水槽付消防ポンプ自動車１台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号　財産の取得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第８　議案第35号

○副議長（中島一博君）

日程第８．議案第35号　財産の取得についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第35号　財産の取得について、文教厚生常任委員会における審査の経過と

結果を御報告いたします。

当委員会は、６月23日に堤教育部長、髙木学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国のＧＩＧＡスクール構想第２期を迎え、中学校学習用タブレット機器859台を一斉に更新するもので、その予定価格が20,000千円以上になることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を付すものです。

学習用タブレット端末につきましては、文部科学省の「ＧＩＧＡスクール構想の実現　学習者用コンピューターの調達等ガイドライン」について、原則として共同調達によることとされており、本市におきましても、福岡県ＧＩＧＡスクール推進協議会の実施する共同調達に参加し、当協議会で実施された公募型プロポーザルにより選定された受託候補者との随意契約を締結するものです。

共同調達に係る公募型プロポーザル及び受託候補者との交渉の結果、学習用タブレット端末859台の取得価格は42,237,030円、契約の相手は株式会社内田洋行九州支店です。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第35号　財産の取得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第９　議案第36号

○副議長（中島一博君）

日程第９．議案第36号　財産の処分についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）

それでは、議案第36号　財産の処分について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月24日に岡環境経済部長、垣田商工観光課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市有地であるし尿処理場跡地を処分するものであり、財産の種別は土地、所在及び地番はみやま市高田町今福字高田1102番１外２筆、地積は5,665.65平方メートルで、譲渡価格は28,328,250円、契約の相手方は大和フロンティア株式会社でございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第36号　財産の処分については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第10　議案第37号

○副議長（中島一博君）

日程第10．議案第37号　みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）

議案第37号　みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月24日に城戸建設都市部長、小川建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第８条第１項の規定に基づき、市道路線の認定をするものでございます。

路線番号35濱田・高柳線は、県道江浦・瀬高線の建設事業に伴い、県道江浦・瀬高線の一部を重複認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、議案第37号　みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第11　議案第38号

○副議長（中島一博君）

日程第11．議案第38号　令和８年度みやま市一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

瀬口議員から討論の申出がありました。

暫時休憩します。

午前10時06分　休憩

午前10時20分　再開

○副議長（中島一博君）

再開いたします。

瀬口議員、反対討論をお願いいたします。

○12番（瀬口　健君）

議案第38号の旧本郷小学校跡地の活用の件で、反対の立場から討論をさせていただきます。これは後で全体の補正予算というのに関わってきますけどね。

この件は、旧本郷小学校跡地に屋内の遊び場所を設置するということでございます。私は議案質疑、それから、委員会の中での意見を相当言ってきましたんですが、この屋内の遊び場所というのに関してはおおむね賛成でございますが、旧本郷小学校跡地ということがついておりますので、これについての反対ということになります。

この地は、今言いましたように再三申し上げてきております。ほかの活用は何で市のほうで検討されなかったのかと。あそこの地は、ほかの方法でも非常に活用がある、価値のある地区だと私は再三申し上げてきたところでございます。

そういうふうな土地を、ほかの方法、活用も一切調査もせずに、ただ、今度の一つの案に

限定した市への提案というのはいかがなもんかなということで思っております。そういうのを含めてですね。

それから、いろいろ調べてみますと、みやま市は非常に子育て支援や移住の補助、そういうのがすばらしいまちだと。子育て支援、そういうとにも大きな助成をして、子育てのコストが非常に安く、非常によいまちだと評価されております。

しかし、みやま市に何で移住とかそういうのが少ないかというのに、新築向けの分譲地やちょうどよい土地が市場に出回らないと。これがみやま市の移住者の少ない大きな壁だというふうに評価をしております。私もこの件で同じような意見で質問をしてきております。

人口減少対策と言いながら、執行部も、議員も、ほかの職員さんたちもいろいろ人口減少対策ということで大きな声を出しております。しかし、そしたら人口減少対策、歯止めをするという対策を今までやってきたのに、どういう効果があっていますか。非常にごくごく少ない評価でございます。少ない実績でございます。

そういうことから、私は人口減少対策、将来のこの旧本郷小学校跡地に屋内の遊び場をつくるというのの調査をするという限定されたことに対して、非常に不満であるということですね。人口減少対策、今言いましたように、対策が対策になっとらんというのが私の意見でございます。

もうここらで、高田町のほうは調整区域とか、そういうことで、開小学校も岩田小学校も建設ができる、住宅街にはできない。開発しておるのは業者の造成がちょこちょこですよ。そういったところにはもう実績として、即若い夫婦たちが新築をしております。これも申し上げてきたとおりでございます。

いろいろ調べてその一つ、私は一家庭しか、若い夫婦のところに行ったんですけど、こういうところに何で家を建てたんですかと。本当にＪＲ線の横でございましたので。そしたら、いろんなほかの市にもいろいろ子育て支援、移住対策の補助があると。しかし、みやま市はこうやってここで業者さんが造成した土地があるからここに来ましたというようなことでございます。これは市長、あと回答せんでよかけん、よく聞いとってください。討論でございますので。

そういうことで、私もこの旧本郷小学校跡地は、そういうふうな非常に前も申し上げましたとおり広域公園をバックに、非常に景観がすばらしい、一言でいえば風光明媚なところであると。住宅街には一等地ではなく特等地であるというふうに私は申し上げております。散

策をしている方、散歩をしてある方は非常に多いですね。本郷小学校跡地を住宅にして、そこに人を呼び込んで、その方たちが、今のようなところへ散策をしていく、散歩、子連れで、家族連れで散歩をすると、そういう光景がもう見えておるわけですよ。

そういうところに、わざわざ屋内遊び場所を設置して、運動場も全て駐車場、そういうことが、今、執行部、議員も含めてですが、口先ばっかりで人口減少対策ち言いよるんですよ。本腰を入れんですかて。もう何年も同じ政策でやってきて、先ほど言いましたように効果が非常に少ないと。予算ばっかり膨らませて、合計すれば、前回も言いましたが、約100,000千円ですよ、予算は、全部合わせれば。いろんな課にまたがっておりますので。効果を考えてくださいよと。もうそろそろ本腰入れて、腹を決めて、大胆な人口減少対策に歯止めをするという政策に転換していかにゃいかん。これが今回、非常にすばらしいチャンスであると私は申し上げております。

本当に、みやま市の未来を考えるならば、ここ１年で674名減少しておる。670名というなら、今の交付税に換算すれば約60,000千円の損失ですよね。そういうこと、人口減少対策、これが口先ばっかりの政策で本当に効果がない。だからこそ、高田町のほうでの学校跡地は建設がされない、住宅街にされない、そして、本郷小学校の跡地は、先ほど言いましたように、後ろには広大な公園がある、遊び場所も十分です。そういう屋内の遊び場所は別なところでもいいですから、造ってやってくださいよ、それは。造ってください。しかし、あそこは住宅街と。私はそういうふうなことで、今回の本郷小学校跡地という項目がついていますので、これに対しての反対でございます。ですから、これらから、最終的にはこの補正予算が反対ということになろうかと思っております。

本当に執行部の方たちは、将来のみやま市を本当に考えるならば、こういうふうな方向に代案の方向に転換すべきじゃないですか。地元の方たちが、また私付け加えますと、最初からこういうのをつくってくださいということじゃなくて、市のほうからこういうことではどうでしょうかと持っていってあるんですよ、一つはね。そういう場所を調査もせずに、もっといい方法はないかということも調査もせずに、一つの案に限定して持っていったことについてもどう評価されるのかと。私は全くこれに対しては異議を申し立てます。ほかの校区の学校跡地検討委員会等々も一生懸命やってありますが、こういうことになりますと、悪い例をつくったと私は非常に思っております。これがスムーズにいくならですよ。ほかの議員も賛成討論で何人か出すということでございますが、この方たちも本当に未来を考えておるの

か、どういうことで賛成されるか知らんけど。私はつくっていいですよ、しかし違うところに造りなさい。あとあそこは住宅街としてが最適だということを申し上げております。この件に反対するということは、補正予算に反対するということでございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

３番黒田議員、賛成討論をお願いします。

○３番（黒田清隆君）

今、瀬口議員の御意見もお聞きして、子供の遊び場ということで、内容に関しては賛成されるというお話を聞いています。

私は、内容的なことは委員会でもお話ししたので、余り長く、もうほとんど話しませんけれども、これは旧本郷小学校の跡地活用計画策定ですので、まだ内容を聞いた後でもよろしいんじゃないかなということで、今回のこの案件に対しては賛成ということで、まだ内容を聞いていないんですね、本郷小学校で子供の遊び場を造るかどうかというのはまだ後の話ですので、今回の基本計画策定だったんですよ。策定の内容だけですので、それに対しては賛成ということで、よろしくお願いします。

それに対しての、全てのことに対して、予算に対しての賛成ということでよろしくお願いします。

○副議長（中島一博君）

２番三小田議員、反対討論をお願いします。

○２番（三小田智裕君）

今、許可をいただきましたので、発言させていただきます。

私は今回提案されています補正予算（案）に対して、反対の立場から討論をいたします。

まず申し上げます。この中にあります本郷小学校跡地を地域のために有効活用すること自体に私は反対しているわけではありません。長年、地域に愛されてきた学校跡地を未来のまちづくりにつなげていくことは重要な課題でもあります。

また、これまで市民の皆さんと対話や意見聴取を進めてこられたことについては、一定の評価をしているものであります。

その中で、活用案として、安心して遊び育ちつながる場所ということも掲げられておりますので、これに反対しているものではありませんが、その中で、今回の補正予算で提案され

ています計画策定を外部委託することが本当に今、最善なことなのかという点であります。

市民の皆さんからいただいた意見、地域の思いを最終的に政策として形にする責任は、これは市にあるわけです。行政には、市民の声を受け止め、自ら考え判断し、責任を持って進める役割があります。もちろん、専門的な知識やノウハウを活用することを否定するものではありません。

しかし、外部の事業者に計画づくりを委ねる前に、市が中心となり、市民や、そして我々議会とさらに議論を重ねることが今必要じゃないんでしょうか。

また、私が強く懸念するのは、計画策定後の責任であります。大切なことは立派な計画書をつくることではありません。その後、どのように運営するのか、維持管理費は幾ら必要なのか、将来にわたって市民負担が発生しないのか。委員会でも申し上げましたが、筑後広域公園との連携、動線のことやら、回遊率、利用者の予想、ここら辺をいま一度議論して、そこから外部委託して計画策定すべきじゃないかと思います。

今、行政に求められているのは、外部に答えを求めることではなくて、市民と向き合って、市自身が責任を持って未来像を描くということであります。

本郷小学校跡地は市民共有の貴重な財産です。だからこそ、拙速に進めるのではなく、より慎重に、より市民の納得を得られる形で進めるべきであります。

以上の理由から、今回の補正予算については、私自身は反対いたします。

議員各位におかれましては、将来世代への責任、そして、限られた財源の有効活用という観点から御判断いただきますようお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○副議長（中島一博君）

４番河野議員、賛成討論をお願いします。

○４番（河野一仁君）

それでは、私のほうから賛成の立場での討論をさせていただきます。

今回の補正でございますけれども、特に取り上げられておりますのが、旧本郷小学校跡地の基本計画の策定料の委託料ということでございまして、今回の基本計画の内容を見させていただいておりますと、複合施設ということで、子供の遊び場だけじゃなくて、避難所としての機能も備えておるというようなところもございまして、そういったところをうまく加味しますと、なかなか所管だけでの考えがうまく、それこそ地元の方たちが望むような施設と

いうのがどうかなというふうなところもございます。

そういった面で、一応そういった専門の方たちの話を伺いながら、もちろん、主導となっていくのは所管のほうだと思いますけれども、そういった中でよりよい施設をつくっていただけるようなところを願っておるところでございまして、そういったところを含めたところでの今回の補正に関しては賛成ということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

それでは、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中島一博君）

起立多数です。よって、議案第38号　令和８年度みやま市一般会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第39号

○副議長（中島一博君）

日程第12．議案第39号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中島一博君）

起立多数です。よって、議案第39号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第13　請願第１号

○副議長（中島一博君）

日程第13．請願第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、６月22日、椛嶋総務部長、村越財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、2027年度の政府予算においては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（中島一博君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第１号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

請願第１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、請願第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、発議第２号を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

追加日程第２　発議第２号

○副議長（中島一博君）

追加日程第２．発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。久保井議会事務局長。

○議会事務局長（久保井千代君）

〔朗読省略〕

○副議長（中島一博君）

提出議員の説明を求めます。６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）（登壇）

発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第１号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第２号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、発議第２号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第２号を採決します。

お諮りします。発議第２号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、発議第２号　地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14　閉会中の継続調査の申出について

○副議長（中島一博君）

日程第14．閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、タブレットでお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、

調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島一博君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年定例第２回市議会を閉会します。

午前10時52分　閉会

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長　　牛嶋　利三

みやま市議会副議長　　中島　一博

みやま市議会仮議長　　宮本　五市

みやま市議会議員　　古賀　義教

みやま市議会議員　　前原　武美